

ニュー・入.in三重県

令和4年度 三重県商工関係施策の概要

三重県では、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、地域経済の基盤であり、成長発展を支える原動力となる中小企業・小規模企業の振興を図るため、さまざまな施策を展開していきます。

以下は、条例に基づく主な事業です。詳細につきましては、担当課等にお尋ねください。

●ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興（条例第13条関係）

◇ものづくり中小企業・小規模企業の基盤技術力の向上を支援【三重県工業研究所(059-234-4036)】

産学官が連携する研究会を設置し、新技術導入の取組による県内企業の基盤技術力の向上や、技術相談、技術支援、共同研究、受託研究、依頼試験、機器開放、人材育成など、企業の課題解決に向けて段階的なきめ細かい支援を行います。

●サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興（条例第14条関係）

◇商店街等活性化支援事業【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2534)】

商店街や地域商業の活性化を進めるため、商店街が実施する課題解決に向けた取組等に対して、専門家の派遣等を中心とした支援を行うとともに、国等の制度及び先進事例等の情報提供を行います。

◇三重グッドデザイン(工芸品等)【県産品振興課(059-224-2336)】

三重グッドデザイン(工芸品等)の選定を行うとともに、選定商品について、県内外の百貨店・小売店等での展示販売やワークショップの開催など、情報発信や販路開拓の支援を行います。

●小規模企業に対する支援（条例第15条関係）

◇よろず支援拠点【三重県産業支援センター(059-228-3326)】

中小企業・小規模企業の売上拡大、経営改善、事業承継、人手不足対応、生産性向上など、経営上のあらゆるお悩みや相談に対応します(相談無料)。また、県内各地で定期出張相談会を開催しています。開催日時や場所等、詳細は上記の電話番号までお問い合わせください。

●三重県版経営向上計画の認定等（条例第16条関係）

◇各段階に応じた企業の計画を認定【三重県産業支援センター(059-253-4355)】

中小企業・小規模企業の経営向上を支援するために、課題の把握・整理の段階から、実施計画の作成、計画の本格実行まで、各段階に応じて作成する計画を認定する県独自の認定制度です。

計画の作成や実行にあたっては、お近くの商工団体と連携して支援します。

経営課題の抽出・発見やその解決に向けた取組、さらには新事業展開等を行う中小企業・小規模企業に対し、三重県版経営向上計画の作成・実行を支援!

売上げを伸ばして、従業員の給料を上げたい…

事業を再生して、赤字続きの経営から脱却したい…

ステップ1

課題を把握・整理する!

■計画づくりをサポート

ステップ2

実施計画を立てる!

■実施計画の実行をサポート

ステップ2以上
・専門家派遣
(小規模企業現場改善支援、3回まで)

ステップ3

本格的に実行する!

■収支計画、資金計画を含む実践サポート

・三重県中小企業融資制度
(みえ経営向上支援資金、小規模事業資金(みえ経営向上支援扱い))

・ICTを活用して生産性の向上をめざす取組に対して、専門家派遣の利用が可能(5回まで)

●人材の育成及び確保（条例第17条関係）

◇プロフェッショナル人材戦略拠点【三重県産業支援センター(059-253-3888)】

「経営改革、新たな戦略の実現」に必要な人材について経営者と相談をして明確にしたうえで、その採用を支援します。経営課題を解決できる人材(雇用や短期間の委託で活用する副業・兼業人材)のマッチングをサポートする事業です。

◇地域活性化雇用創造プロジェクト【雇用対策課(059-224-2465)、三重県産業支援センター(059-253-1260)】

多様な働き方の導入に関するセミナーの開催や、高度・専門人材の育成に係る取組への助成など、人材の育成・確保に関する支援を行います。

◇「みえ」の仕事マッチングサイト【雇用対策課(059-224-2465)】

若者を中心とした転出超過や県内中小企業の労働力不足を解消するため、県内企業等の求人情報を検索・参照することができるマッチングサイトを運営しています。